



## 「クレーン運転(つり上げ荷重5トン未満)の 業務に係る特別教育」開催のご案内

新発田労働基準協会

労働安全衛生法により、危険又は有害な業務に就労させる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務は、これに該当します。

つきましては、労働安全衛生規則第36条第15号およびクレーン則第21条に掲げる標記特別教育を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 日時・会場

日	時	会 場	定 員
4月26日(金)	9時 ～17時	安全衛生教育センター (北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1560-3 Tel 0254-32-5353)	40名
4月30日(火)	9時 ～16時		

当日の受付は、開会20分前から行います。

#### 2. 受講対象者

つり上げ荷重5トン未満のクレーンおよびつり上げ荷重5トン以上の跨線テルハの運転業務(例:天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、テルハ)

#### 3. 受講料

12,000円(非会員14,000円)

(テキスト代込み、消費税を含む)

#### 4. 申込み方法

- (1) 申込書に記入の上、Fax又は郵送等で4月18日(木)迄にお申し込みください。  
なお、受講料は、銀行振込(銀行振込受領証のコピーを添付)又は事務局に現金持参  
でお願いいたします。(原則前納でお願いしております。)  
○胎内市新和町2番5号(胎内市産業文化会館内)  
○新発田労働基準協会(Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561)  
○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No. 1056361
- (2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

5. その他

- (1) 全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。
- (2) 携行品は、学科：筆記用具、上履き、昼食（外食可）  
実技：筆記用具、上履き、作業衣（長袖、長ズボン）、ヘルメット、  
安全靴（作業靴可）、保護手袋（皮手、軍手等）、昼食（外食可）

以上

..... このまま送信ください .....

(FAX 0254-44-8561)

### クレーン運転(つり上げ荷重5トン未満)特別教育申込書

協会員  非協会員 (該当欄に✓をつけて下さい)

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭平 . .	
		昭平 . .	
		昭平 . .	
		昭平 . .	

(該当欄レを付して下さい)

受講料 名分・金 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)

事務局に現金持参 (来場予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 \_\_\_\_\_

#### 新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び修了証の管理以外は使用いたしません。